

平成24年7月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

平成24年7月城南衛生管理組合議会臨時会会議録

平成24年7月9日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
中坊陽	議員
西島寛道	議員
太田健司	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

2 説明のため出席した者

橋本昭男	副管理者
堀口文昭	副管理者
坂本信夫	副管理者
奥田光治	副管理者
汐見明男	副管理者
土屋炎	宇治市副市長
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
浅田清晴	施設部長
西山正和	会計管理者
清水孝一	事業部次長
杉崎雅俊	財政課長

川 島 修 啓	施設課長
大 田 博 之	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
町 田 正 晴	折居清掃工場長
辻 巧	奥山リユースセンター所長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長

3 職務のため議場に出席した職員

太 田 博	議会事務局長
宇 野 敏 彦	総務課参与

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5 議案第6号	「(仮称)粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約の締結について」

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前10時 開会

○河上悦章議長 おはようございます。本日は、ご苦労さまでございます。会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。

久保田管理者より、検査入院のため、欠席の届け出があり、土屋副市長に出席をいただいております。

本会議に、報道機関より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしております。

また、本日の議題にもございますが、先般行われました井手町議会選出議員の交替によりまして、新たに中坊 陽議員ならびに西島寛道議員が、城南衛生管理組合議員に選出されましたので、ご報告いたしますとともに、ご紹介申し上げます。中坊議員から順次自己紹介をお願いします。

○中坊 陽議員 井手町議会選出の中坊でございます。どうか、よろしく申し上げます。

○西島寛道議員 同じく、井手町議会選出の西島でございます。よろしく申し上げます。

○河上悦章議長 以上で、報告を終わります。

○河上悦章議長 ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、7月臨時会は成立をいたしました。

○河上悦章議長 これより平成24年7月、城南衛生管理組合議会臨時会を開会し直ちに本日の会議を開きます。開会にあたり、橋本副管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本副管理者。

○橋本副管理者 (登壇) おはようございます。本日ここに、平成24年7月城南衛生管理組合議会臨時会を召集いたしましたところ、公私御多忙に関わりませず、御参集を賜わりまして厚くお礼を申し上げます。

先ほど、河上議長から御報告、御紹介がございましたが、先般の井手町議会人事の改選に伴いまして、組合議会の議員につきましても後任議員を選出頂いたところでございます。本日より、中坊 陽議員、西島寛道議員におかれまして、いろいろお世話になることと存じますが何卒、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、議会の開会に当たりまして、まずお断りを申し上げておきたいと存じます。

本臨時会には、管理者が出席し、議案の御説明をすべきところでございますが、急遽、検査入院をされることとなり、本日出席することができなくなりました。

従って、本日は管理者に代わりまして、副管理者の私が、議案の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、お諮りをさせていただきます議案は、先般6月8日に入札執行を行いました仮称粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約の締結についての1案件を提出致したく存じておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。

お手元に配布しております別紙1をご覧ください。

井手町議会選出議員の交替に伴う報告でございます。

一つには、去る5月7日に開催されました井手町臨時議会におきまして、議会人事の改選が行われ、前議員の村田 忠文議員及び岡田 久雄議員より辞職願が提出されましたので、議会会議規則第94条第1項及び第2項の規定によりこれを受理しております。

二つには、後任議員として、組規約第8条の規定により井手町臨時会において中坊 陽議員及び西島寛道議員が選出されております。

三つには、議会委員会条例第4条第1項ただし書きの規定により、中坊議員は、議会運営委員及び廃棄物ごみ・し尿処理常任委員に、西島議員は、総務常任委員に選任いたしました。

以上の事案は、いずれも議会閉会中のため5月7日付けにて、受理及び選任したものであり議会会議規則第94条第2項及び議会委員会条例第4条第3項の規定により今期臨時会に報告するものであります。

○河上悦章議長 次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果5件につきましては、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おきます。

日程第2 議席の指定

○河上悦章議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。

今般、新たに選出されました議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により、議長において議席番号7番に中坊 陽議員、議席番号8番に西島寛道議員をそれぞれ指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○河上悦章議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において上林昌三議員と、浅見健二議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○河上悦章議長 次に、日程第4、会期の決定についてを、議題といたします。

○河上悦章議長 お諮りいたします。

今期、臨時会は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○河上悦章議長 次に現在、廃棄物ごみ・し尿処理常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、この際、暫時休憩をしていただき廃棄物ごみ・し尿処理常任委員会を開催し委員長の選出を行っていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 異議なしと認め暫時休憩といたします。

○河上悦章議長 廃棄物ごみ・し尿処理常任委員の方は、休憩中に委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

午前10時 7分 休憩

午前10時12分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれまして廃棄物ごみ・し尿処理常任委員会において委員長互選の結果、中坊 陽議員が委員長に当選されましたので、報告いたします。

日程第5 議案第6号、「(仮称)粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約の締結について」

○河上悦章議長 次に、日程第5、議案第6号、仮称 粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明をもとめます。

橋本副管理者

○橋本副管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第6号仮称粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

現奥山リユースセンターは昭和61年度に粗大ごみ処理施設として稼動しまして以来26年間が経過するなかで老朽化が著しく進んでおりますことに加え、各種リサイクル法の施行に伴い、その処理機能が、搬入されますごみ質の変化に対応が困難な状況となっておりますことから、粗大ごみの破碎処理をより現在のごみ質に対応し、安心安全かつ経済的、効率的な処理機能を持った施設、一日5時間運転での処理能力60tです。に更新をいたしますとともに、合わせまして、これまで構成市町と共に、ごみの分別や減量・資源化に努力をいたしているところでございますが、さらにその他プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集、資源化を行いますことにより、環境への負荷を極力減らし、循環型社会の構築地球環境保全など、さらなる3Rの推進を進める必要性がございますことから、その他プラスチック製容器包装資源化施設、同じく処理能力17tです。を付設いたします新たな処理施設を平成24年度から26年度までの3カ年で建設を行うものでございます。このため、去る6月8日に一般競争入札を実施いたしました結果、本日、本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、極東開発工業株式会社と20億8千425万円で工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく、提案を行うものでございます。

よろしく御審議を頂きまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。

西川議員

○西川博司議員 仮称 粗大ごみ処理施設等更新施設の入札結果について質問し

ます。第一点目は、入札によって、財源内訳と市町の負担額はどうなったのか、お聞きします。

第二点目は、仮称 粗大ごみ処理施設等更新施設の環境への配慮について質問します。20kwの太陽光発電設備を設置されるとのことですが、その電力の使用範囲は、どのように考えておられますか。また、雨水貯留、雨水利用について、新施設にどう反映させていますか、お尋ねいたします。以上で、一回目の質問をおわります。

○河上悦章議長 寺島事業部長

○寺島修治事業部長（登壇） まず、一点目の入札後の財源内訳と市町の分担金負担額について、お答えいたします。

入札後の事業費20億8千425万円に対しまして、財源内訳は、国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金6億8千329万8千円を国から交付を受け、残りを市町からの分担金1億6千305万2千円、財政負担の平準化としての起債発行12億3千790万円の合計14億95万2千円を、いわゆる地方、市町の負担額として算定しております。なお、当初予算の事業費ベースでは、起債と地方負担額の合計であります地方負担額は19億1千310万円と算定しており、差し引き約5億1千万円程度の減額となっております。今回の競争入札によりまして、市町負担につきましても一定の削減効果が表れたものでございます。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 西川議員の環境への配慮についてのご質問に、私からお答えします。一つ目の「太陽光発電の設置」についてですが、自然エネルギー利用による環境への配慮事業として、20Kwの太陽光発電設備を設置することとし、事務室や会議室・更衣室など管理棟機能の電力に対応できる計画としています。

二つ目の「雨水貯留、雨水利用」についてですが、本工事では40m³程度の雨水貯留槽を設置する計画としております。この水は、防火用水として主に使用するものでありますが、場内の散水や床洗浄等にも使用可能とすることで、水槽内の水が入れ替わり、雨水利用としても効果的であるものと考えています。

ただし、所轄消防署との事前協議では、防火用水として常時20m³程度の貯水が必要との指導を受けていることから、雨水が確保できない場合は、上水補給も可能とし、20m³を常時確保することとしています。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 西川議員

○西川博司議員 それでは、二回目の質問をさせていただきます。入札によって5億

1千万円の削減効果ができたことは、一定の評価をさせていただきます。

市町負担額について、1億6千305万2千円と算定されていますが、市町毎の分担金は、それぞれいくらになりますか。また、起債の償還計画は、どのようになるのかお聞きします。なお、起債償還に対して国の財源措置はありますか、それぞれお答えください。

環境への配慮については、それぞれ現時点で技術面での可能な配慮はされているものと高く評価します。この環境配慮によって、工事費は高くなりますが、太陽光発電及び雨水貯留によって、電気使用量と上水使用量の削減がはかれます。

また、雨水貯留については、降雨時に流下する一時水を少なくできますので、僅かではありますが、水害対策として貢献できるものと思います。

今後、他の施設更新計画の際にも、このように環境への配慮と資源再利用については、必ず計画に組み込むという方針で臨まれると思いますが、改めて要望しておきます。以上で、2回目の質問を終わります。

○河上悦章議長 寺島事業部長

○寺島修治事業部長（登壇）2回目の市町毎の分担金と起債の償還計画等についてお答えを申し上げます。構成市町毎の分担金額は、今後の実施設計によって、財源の構成が変更される可能性がございます。

また、搬入量によって分担率が毎年変わりますため、現時点で、あくまでも試算でございますが、今年度、平成24年度の率で3年間の分担金を試算しますと、例えば宇治市では、総額1億6千305万2千円を負担率47.08%で按分して、7千676万5千円となります。他の市町も同様に、城陽市が22.82%、3千720万8千円、八幡市19.12%、3千117万6千円、久御山町5.46%、890万3千円、宇治田原町2.85%、464万7千円、井手町2.67%、435万3千円となります。

毎年、過去5年間の搬入量割合により時点修正した分担率で、市町毎の負担額を予算により確定していくものでございますのでよろしく申し上げます。

また、起債の償還計画ですが、償還年限15年間、利子据え置き3年、年利率2%として試算した場合の利子2億3千87万2千円と合わせた元利償還合計14億6千877万2千円を後年度に当該年度の負担率で計算し、毎年度の市町負担として、お願いしていくこととなります。

なお、建設期間中と後年度負担を合計しました分担金負担総額は合計16億3千182万4千円ですが、起債償還については、交付税制度上、約50%程度の算入が予定されておりますので、交付税措置後の実質的な負担額としては、約9億円程度になるものと算定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。よろしく、お願い申し上げます。

○河上悦章議長 西川議員

○西川博司議員 市町毎の分担金の算出方法と仮計算金額、及び交付税措置と起債償

還時の市町負担金の総額についての予測額について説明いただき理解しました。

以上で質問を終わります。

○河上悦章議長 他に質疑はございませんか。

山本議員

○山本邦夫議員 4つ程簡単にお聞きします。粗大ごみ処理施設更新事業ですが、焼却炉と違って、他の一部事務組合、自治体とかの類似のものを探してみようと思っ
て見ましたが、なかなか啓発施設が一緒にあったりとか、うまくいかない。

うちの工事でも、粗大ごみの破碎処理の装置と、その他プラスチック容器の選別
ラインのいろんな組み合わせで、費用が単純に出ない部分、比較出来ない部分があ
ると思うんですが、お手持ちの数字で結構ですので類似団体での同種の事業です
ね最近、どういう様な事業規模で、予算また契約金額が、どういった数字で実績と
してあるのか、教えて下さい。

工事の契約期間、平成27年3月末までなんですけど、国会の方でも消費税を8～
10%に増税すると、衆議院通過法案のままですと、8%に上がるわけですが、こ
こで出されている分については、消費税5%で計算されてますが、今後、消費税そ
のものについては、反対や反発もありますから我々もそういうサイドで頑張ります
けれども、それはそれで政治論として置いて、実際には消費税の扱いについて、
どういうふうになるか、教えて下さい。

それから、類似の所を色々調べてみた中で、千葉県野田市でこの極東開発工業が
受注してまして、ここも新不燃物処理施設建設工事なんですけれども、野田市は、
公契約条例を日本で初めて制定をした事で注目されている訳ですけども、野田市の
工事などでは、労働者への支払賃金の報告書であるとか、支払状況。また、下請と
の状況とかも色んな書類が出て確認して、工事を進めておられるわけですけども
衛管の場合は、そこまで公契約条例、僕たちもまだそういう議論も本格的にはして
いませんけれども、今回の工事契約に於いて、その労働者の賃金、負担経費につい
ての単価保障については、どの様にチェックされていくのか、特に今回の落札結果
は、76%位ですかね、大変低い金額になっている。かつての様な低入札の調査を
しなければいけない様な金額ではないにしても、かなり低い額での受注になって
いる訳ですが、特に労働者であるとか、下請のしわ寄せがないように衛管としても工
事の進展の中で適時チェックをすべきだと思いますが、現状では、どのようにされ
ていますか。また、この工事については、どの様にされるのか教えて下さい。

最後ですけども、この工事が完成した後には、組合管内でのごみ収集の分別方
法を議会でも報告されているところですが、組合管内での構成市町でのご
み収集の分別方法等ですね、その協議、調整はですね、現時点でどの様になって
いるのか教えて下さい。以上です。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 私から二つの質問にお答えします。

先ず、類似団体での同種の事業の予算規模などについてのご質問にお答えします。本工事の予算額 27億3,300万円は、直近10年間に他団体で建設された一日あたり50t以上の類似施設6施設において、予算額ではありませんが、契約額を参考に、1tあたりの平均単価 約3,550万円を算出し、本事業の施設規模77tを乗じて得たものであります。

この6団体の契約状況ですが、1tあたりの単価で、最も高額であったのが約4,300万円、最も低額であったのが約3,000万円となっていました。

これは、あくまでも6施設の契約状況であり、山本議員ご指摘のとおり、それぞれの施設及び地域の特殊性があるため、今入札結果と単に比較することは困難であるものと考えますが、ちなみに、今回の落札額から、1トンあたりの単価を算出すると、約2,700万円であり、入札による競争性が働いたものと判断しております。

次に、ごみ収集の分別方法の変更に対する市町との調整についてのご質問にお答えします。本施設完成後は、ご指摘のとおり、収集区分が大きく変わります。

このその他プラにつきましては、以前からご提案申しあげておりますが、排出段階で住民の方にあまり負担をかけないことを基本に、一つには、水環境の保全にも配慮して、多くの水道水を使用してまでの洗浄は求めず、そのまま出せるか、または簡単な洗浄で汚れが落ちるものについて、資源として扱う。

二つには、マヨネーズやケチャップなどのチューブ類、油ものや納豆の容器など、汚れの落ちにくいものについては、衛生面に配慮して、排出段階から可燃ごみ扱いにすることとして、施設建設事業が具体化する中、平成27年1月の試運転開始とその他プラ分別収集開始に向け、当組合で定期開催している廃棄物担当課長会議に加え、市町の収集担当者による会議も開催され、管内統一によるスタートができますよう、積極的に協議・調整を図っているところでございます。私からは、以上でございます。

よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○河上悦章議長 寺島事業部長

○寺島修治事業部長（登壇） 消費税等の取り扱いに関するご質問にお答えを申し上げます。

現在、国会におきまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案、いわゆる改正消費税法案が審議されておりますが、その法案によりますと一定の経過措置が設けられることになっております。すなわち平成25年10月1日、指定日でございますが、この前日までに締結した工事請負契約に基づき、平成26年4月1日、税率引き上げ施行日以後当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、現行税率が適用されることとなるものでございます。

今般の契約案件につきましては、本日ご可決賜りましたら、速やかに締結をいた

したいと考えております。いずれにいたしまして、現在、法案が審議中でございますので、公布された段階で確認をいたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に労働者の賃金等にかかるご質問にお答えを申し上げます。労働者の公正な賃金、適正な労働条件は、本来、当事者間で決定されるべきものであり、発注者が関与すべきではないと考えておりました、国において労働関係法令等の諸規定を確立することにより、対応すべき問題であると考えております。

今回の契約に際しましては、労働関係法令の遵守は当然のこと、建設労働者の福祉対策、また雇用安定の観点から建設業退職者共済制度への加入を求めることを明記いたしております。

入札説明書におきましても、労働者の保護及び災害発生時における円滑な補償を期するため労働保険に加入すること。また、法定外労災保険に積極的に加入するなど、労働者の災害補償に十分な配慮を行うことも求めておりますのでご理解賜りたいと存じます。

○河上悦章議長 山本議員

○山本邦夫議員 類似施設の単価でみれば、だいたいこれまでの施設では、3千万～4千万の単価やったのが、今回2,700万円と、お安くあがってますということなんかなということですが、類似団体で調べたものを後日で結構ですので、その自治体なり一部事務組合の名前と、どういう内容で、どういう様な基本的契約されているのか資料でいただければ、というふうに思います。

2と3もまとめてですが、経過措置で今まで消費税が創設された時も、5%に上がった時も契約については、そうした経過措置がとられていたので今回もそういうふうに進んでいくと思いますが、衛管としては、これで契約するので5%の消費税ですむと思うんですけど、これ実際に資料見て、国会で審議されているのは、5%でいく期間が25年末ですけれども、土木建築工事でだいたい4割くらい、機械設備とかで言いますともう極一部、その工事に入った時くらいで8%に上がるんですね。それでは、その請負業者とか、末端の下請け業者の所とかで、衛管と契約したこの時点で同じように速やかに全ての資材が完了出来れば、みんな5%でいくんですけどそうはいかないだろうと。では、実際にコンクリートを打つにしても鉄骨にしても人の募集とか色んなものがそれぞれその都度の発注となって、実際にはその時の8%がかかってくる取引工事。衛管が契約した5%の工事ですけど実際に行う段階では、8%の課税がかかってくる。取引が沢山下請けの中にも入ってくると思うんですね、その辺は、例えば増税前と後の時期で、費用的にみて事業進捗状況で5%段階でどこまで進んで8%の時でどれ位いくのか、その振り分けはできますか。出来なければ、出来ないで結構なんですけど、一定かなりの部分は8%の取引がこの契約の中に含まれてくると思われまますので、その点は、どういうふうにご考慮されるのか教えて下さい。

3つ目の話は、2つ目とも重なりますが、今回の契約で特に今まで消費税導入さ

れた時も5%に引きあがったときも消費税は、消費の問題と論議されますけれども現実には、中小企業下請けの所の税が移行する中で、税額をきちっと転嫁出来ない例が、沢山うまれてくるんですね。それ、最終にどこに現れるかと言えば、中小企業下請けであり、労働者の所に出てくるんですね。

発注者が、その個々の民民の契約での話やから発注者が、関与すべきやないというふうにおっしゃいましたが、かつて、奥山でしたか、死亡事故がありましたよね。工事の中で、監視する体制が手薄になって、その時にワイヤーが絡み付いて首が縮まったと言う事故が僕が、衛管議員になってからありましたけれど、一応その時は、最低限配置する体制が、複数配置だと整えていたけれど、場所を変えて見えない所に立っていたからその瞬間一人になってしまい、停止装置を押せなかったと言う事があったんですね。

そういう意味では、個々の一つ一つの労働条件の問題についても発注者が、きちんとチェックすべきものというのは、沢山あると思うんですね。

その点については、先程の答弁は、まったく承服の出来ない答弁なので、どの点については、現状はやるのか、それから日本全体の中では、野田市はじめ川崎市であるとか京都市も一部検討を始めていますけれども、公契約の中での下請け土木の労働者保護というのを考えていく時期になってきていると思うんですね。

衛管として、その点については、まあ本格的議論はこれからやっていきますが、とりあえず、今日の時点で先程の答弁は、僕は納得しないので改めて具体的に何をどの様にチェックしていくのか、建退共の話とか色々ありましたけれども実際には、この間、加入例での問題などでも雇用の形態などでもきちっと把握いただいていますので、先程の答弁とは乖離していると思いますが善処して下さい。

それからまた、構成市町の所でのごみ収集の分別方法がね、完璧という話なんですけど、ここで聞いている話と、八幡で、僕、他の構成団体知らないんですけど、八幡での報告を聞いていてもまだまだ温度差があるように感じるんですね。

ましてや、その分別ごみを出すのは、市民の方ですし改めて今後、この工事の完成に伴って分別処理が変わる。それについて、市民の声、それから衛管でも色々な利用団体ありますよね。そういった所も含めて今後、このように分別方を変えていきますよと、その考えをきちっと衛管としても直接何らかの体制で発信をして市民の方からの意見を聞くような事ですね、まあ、構成市町と連携してやらないと変なことになってしまいますから、そこはうまくやらないかと思っています。

すでに一定、市民の声も吸い上げたうえで、練り上げられているのかどうか、その辺の市民の声の反映というものをどの様に考えているのか教えて下さい。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） 消費税関連とそれから契約条例関係、その点につきまして私の方から説明させていただきますが、消費税の関係につきましては先程、事業部長が答弁致しましたように、私どもの方は、経過措置で5%の上乗せで契約させていただく。いずれそれが、法案が通りましたら8%10%となっていくもの

でございますけれども今のところどの工程の中で、どういう工事内容の中で8%になるのか、10%になるのか、今の時点では明確ではございません。

いずれにいたしましても、私どもの方といたしましては、今、法制度の中でそういう仕組みの中で、今回、結果を踏まえて契約するのでございますので消費税増税関連につきましては、業者の方でその対策が取られるというふうに承知いたしております。

その事によって、議員ご指摘のように労働者あるいは、下請の方にしわ寄せが行くのではないかと言う事でございますけれども、その点につきましては、消費税ゆえにですね、その事を私どもの組合の方で何だかの対応をする事は、制度的にも出来ませんので、ご理解いただきたいと思っております。

その事では、一般的にその発注者の立場として従事労働者あるいは、下請けの労働者の条件の確保につきましては、ご案内のとおり公契約条例ということで全国の幾つかの自治体で成立されている所もございますが、国における一定の制度というふうに考えておりますので、また私どもの組合としての発注につきましては、今回の様に大型の色々な業者が関連し、また下請けもあるという様な工事につきましては、10数年に1回というような規模でございますので、そうした意味では、個別によく発注者としての立場で、そうした事がないように契約の際にも要請をしていきたいと思っております。

具体的な中味につきましては、先程、事業部長が言いました他に、例えば工事の施工台帳の提出を求めたり、あるいは下請けのですね台帳を求めると、これはもう提出させる事になってございますので、そういったものをよく見まして、発注者としての立場で、出来る範囲の中で留意をしていきたいと、この様に思っております。以上でございます。

それから、ごみの分別収集に伴います各市町との協議、あるいは市民の声につきましては部長の方からお答えさせていただきます。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 分別収集について、市民の声をどのように反映していくのかというような質問だったと思うんですが、ご承知のとおり私ども組合としましては、直接市民の方々と排出のお話をするという機会はありません。

そういった事も含めまして、先程も申しあげましたが、収集運搬を担当している市町の担当者の会議を別途開く、月一回なんですけど開く事といたしまして、その中でいろんな調整を図っていくというところでございます。

特に、排出による住民の方の課題といいますと、線引きですね。どこまでが資源で、どこからがごみで出したらいいのかというような事が多々でてくると思います。

そういった部分につきましても、その会議の中で、また私どもの担当課長会議の中でも十分に協議を重ねていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○河上悦章議長 山本議員

○山本邦夫議員 消費税の関連でいいますと仮に計算しますと5%で計算しても9千9百万円ですよ。8%になれば、6千万円相当の分が従事作業者に。まあ100%で考えればですが、まるまるそうはならないでしょうけど。

元々、低価格で入札されてる傾向がある。衛管でお馴染みの日立造船の単価で3千万を切る位の数字になる。かなり下げて、合理的な企業努力でやられる分にはいいかなと思いますけど。もう一つ消費税には、政治的な要因が入ってきていてそれが、数千万円単位で影響してくるという事になってくると。まあ、消費税の事をここで言っても仕方ない事で、僕らは僕らで増税させないように、いろんなレベルで頑張っていきたいと私は、思っています。

で、同時に今回の工事の中で消費税増税というのは、長期契約の中で言えばこういう矛盾点が出てくる。それが、特に下請けや労働者に現れやすい。その所は、そういう目で工事の進捗にあたっては、厳しいチェックをしていってほしい。

これは、要望しておきますので。それともう一つ関連として言っておきたいのは、入札方法の検討の中で総合的な評価をして入札していくと価格だけを見ない。

今、入札改善で取り組んでいる中には、地元貢献であるとか下請けのそういった問題なんかもきちんとチェックしている所もあるんですね。これは、今後の問題として僕らも研究して必要な場面で問題提起をしていきたいと思っておりますので、その点よろしくをお願いします。

それから最後に、分別方法の変更に関連して、毎月課長会議をやっておられるという事ですけど、そこで今何が、課題になっているのか教えて下さい。もう一つは、市民の声を聞くと言う事は、構成市町との間ではどの様な話になっているのか。それぞれの市町で市民の声を聞くとか拾つかなくなり、まとめが難しいと思うんですけど、だからと言って、それは内部で検討していますので、それでいって下さい。という形で、押し付けるのは、反発があるだけなので、その所は早い時期に構成市町を通じて、市民の声を聞くという事は、どのようにされているのか教えて下さい。以上です。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 分別収集の協議の中で、何が課題になっているのかという事でございますが、先程も申しましたけれども、汚れの無い物、汚れの簡単に取れる物については、資源として扱う。汚れている物については、衛生面に配慮して可燃ごみ扱いするという様な事を基本として協議を進めているという所でございまして、やはりその中で課題となるのが先程申しました通り、結果的にどこで線を引くか、どこまでの汚れなら許されるか、そういう議論に入っております。そういった事から、市民の声をどうして聞き取っていくかという質問ですけれども、直接住民の方と関わっていただいている収集担当者の方々が、声を聞いていただいて、という事もあるかと思っております。

それと、いざやろうとすれば、住民説明会を積極的にやっていただかなければならないという事もございます。

その中で、意見を頂く事によって、それらを最終的には反映していく必要もあるかと考えております。

ただ、組合としても市町の方々に委ねるだけでなく、市町収集担当者会議にも組合の担当課長が参画致しまして、調整を図っていきたいと考えております。直接処理規模にも影響するような内容があれば、また問題となりますので、その点は十分に調整していきたいと思っております。よろしく、ご理解をお願いいたします。

○河上悦章議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 お諮りいたします。本議案については、会議規則第38条第1項ただし書きの規定により、委員会付託を省略したいとおもいます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第6号を採決致します。第6号議案を可決するに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○河上悦章議長 以上をもちまして、今期、臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。これをもちまして、平成24年7月、城南衛生管理組合議会臨時会を

閉会いたします。

なお、閉会にあたりまして、橋本副管理者からご挨拶がありますので、お受けしたいと思います。

橋本副管理者

○橋本副管理者（登壇） 平成24年7月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日審議をいただきました仮称粗大ごみ処理施設等更新工事請負契約の締結につきまして、御可決を賜り、誠にありがとうございました。

本事業につきましては、既に4月6日付けで平成24年度事業分の国庫補助金の内示を受けたところでございますが、本日、議決を賜りました建設工事を早速、実施に移し、来年早々の工事着工に向けまして実施設計等の取組みを鋭意進めて参りたいと存じます。

的確、適正な事業執行を通じまして、管内住民の皆様の信頼と安心を得られるよう職員ともども一層努めて参る所存でございますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして閉会にあたりましての御挨拶といたします。

○河上悦章議長 以上でございます。本日は、たいへんご苦労さまでございました。

午前11時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議員 上林 昌三

議員 浅見 健二

参考資料

(1) 議決議案書